

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営中山間地域総合整備事業中讃南部地区（椿谷第5工区）の換地計画を定めた。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において平成23年2月2日から同月22日まで縦覧に供する。

平成23年1月28日

香川県知事 浜 田 恵 造